

＜ キャリアアップ助成金 ＞ 処遇改善関係助成金

非正規労働者の処遇の改善を目的とし、賃金上昇や社会保険の加入等を進めた場合に支給

※ <> は生産性要件を満たした場合
 ※ () は中小企業事業主以外
 ※ (-) は中小企業事業主のみ

内 容	助 成 額
<p style="text-align: center;">賃金規定等改定コース</p> 有期契約労働者等の賃金を2%以上増額改定する場合 ※ 3%以上増額の中小企業に対しては助成金の加算措置があります。	4.75万円～285万円 < 6万円～360万円 > (33,250円～190万円 < 4.2万円～240万円 >) ※ 対象者の人数に応じて助成額が変わります 3%以上増額 14,250円 < 1.8万円 > ※全員の場合 5%以上増額 23,750円 < 3.0万円 > /人
<p style="text-align: center;">諸手当制度等共通化コース</p> 正社員と共通の諸手当を新たに規定する場合	1事業所あたり 38万円 < 48万円 > (28.5万円 < 36万円 >) ※ 共通化した手当の数・人数による加算あり
<p style="text-align: center;">賃金規定等共通化コース</p> 正社員と共通の賃金水準を時給換算で新たに規定する場合	1事業所あたり 57万円 < 72万円 > (42.75万円 < 54万円 >) ※ 共通化した人数による加算あり
<p style="text-align: center;">選択的適用拡大時処遇改善コース</p> 社会保険の加入対象となっていない短時間労働者に対し、 ① 制度の導入にとりくむ場合 ② 実際に加入し、負担分を賃金増額による処遇改善を行う場合	① 制度の導入 19万円 < 24万円 > (14.25万円 < 18万円 >) ② 賃金増額+社会保険の加入 1人あたり(賃金増額割合に応じて) 1.9万円～13.2万円 < 2.4万円～16.6万円 > 1.4万円～9.9万円 < 1.8万円～12.5万円 >
<p style="text-align: center;">短時間労働者労働時間延長コース</p> 社会保険の加入対象になっていない短時間労働者に対し、労働時間の延長により加入対象者とする場合	週の所定労働時間を延長した時間数に応じ 1人あたり 22.5万円 < 28.4万円 > (18万円 < 21.3万円 >)

※ **健康診断制度コース** は令和3年度から諸手当制度等共通化コースへ統合になりました。

パンフレット・申請様式・チェックリスト・提出先

パンフレット	申請様式	チェックリスト	提出先
令和3年4月版 【PDF形式 4.94MB】	共通の申請様式	チェックリスト 一覧へ	各 ハローワーク
	令和3年4月1日以降の取組に係る様式		

制度を実施した時期に合わせて申請様式を使用してください。表記以外は [こちら](#) から

関連助成金

山形県所得向上促進事業奨励金 は、令和2年度末を以って終了となりました。

令和3年3月31日まで所得向上をした場合で、所得向上実施報告書を県に提出している事業主については奨励金支給の対象となる場合があります。(詳しくは、[山形県産業労働部 雇用・コロナ失業対策課](#)へ)